

令和3年 第12回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：令和3年12月24日（金）15時00分から16時00分
2. 開催場所：宮代町役場 202会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	○
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	—
7	森山 松年	○	8	戸田 優	—
9	島村 重昭	—	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

4. 議事日程

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第32号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第34号	農業経営基盤強化促進事業について
日程第5		報告事項

5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局長兼産業観光課長	菅原 隆行
	事務局次長兼産業観光課副課長	飯山 武
	農地調整担当主査	鷺谷 栄一
	農地調整担当主任	伊与泉 勝
	農地調整担当主事	小林 美香

6. 会議の概要

◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためできる限りアルコール消毒の実施、換気などに注意し、短時間で進めたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

本日の出席議員は10名、欠席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回農業委員会総会を開会いたします。

日程第1の議事録署名委員の指名についてですが、「12番中野勝栄委員」と「1番大島悟委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第2・議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件案件がございますので、1件ずつご審議いただきます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、1件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■■■の畑1筆で面積は231㎡でございます。申請者は宮代町にお住まいの方です。転用目的は農家住宅の敷地拡張です。なお、こちらは転用追認の案件となります。転用追認とは、都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定された昭和45年8月以前から地目が田畑の土地を住宅敷地など、農地以外の用途として使用していたと認められた場合、許可申請を認める内容です。4条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■から300m程に位置する備前堀川沿いにある申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地はございません。現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

【所有地の確認】

いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は3種農地に区分されます。隣接する農地はないため、周辺の営農への影響は問題ございません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく願いいたします。

(■番■■委員)

■番■■です。地区の担当ならびに現地確認をしてきました。県道の拡張もあるということもありやむを得ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。続きまして2件目の案件について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、2件目についてご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆で面積は620㎡でございます。申請者は宮代町にお住まいの方です。転用目的は住宅の敷地拡張です。なお、こちらも転用追認の案件となります。4条の申請になりますので、権利移転は発生せず、地目が宅地に変更となります。詳細につきましてはお手元の議案書又はスクリーンをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請地は隣接している既存建物と一体的に住宅敷地として都市計画法上の区域区分が決定された昭和45年以前から利用されていたことが確認できたため、当初除外が認可され、今回転用追認の申請となりました。なお、追認の範囲については、既存建物に隣接する部分と町道への導入路のみ認めるということをお県農林振興センターと協議済みです。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■交差点の北側にある申請者宅の隣地です。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が4筆ございますが、そのうち2筆は申請者の所有農地で、残り2筆の所有者から同意をい

ただいております。現況については写真のとおりです。

なお、今回は4条の申請ですので、申請者の所有農地を確認する必要があります。

【所有地の確認】

いずれも違反等はありません。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は2種農地に区分されます。周辺の営農への影響は建築計画を伴わないため、問題はありません。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。現地確認をしてきました。以前から同じ使い方ということであり問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。申請者は昭和の時代からこの場所に建物が建っていましたけれども、今回作業場を建てたいということで今回の申請に至ったそうです。問題ないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第3・議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は1件案件がございます。それでは、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■■の畑1筆の一部で面積

は 811 m²のうち 242.99 m²でございます。譲受人は東京都の法人で、譲渡人は宮代町内にお住まいの方です。転用目的は携帯電話基地局整備にともなう工事用地としての一時転用です。詳細につきましてはお手元の議案書又はモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は東京都に本社を置く通信建設業で町内の携帯電話基地局の整備を行うために、隣接する農地を一時転用し、工事用地として用いたいとのことから、今回申請に至った次第です。なお、転用期間は2ヶ月間となっております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■■■■のある通りに面した筆の一部です。隣接する農地が2筆ございますが、どちらも隣地の同意を得ております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。農地には鉄板を敷き農地への影響を最小限に抑えたいので工事用の資材を置き、作業車両を配置予定です。現況についてはこちらの写真をご覧ください。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は農用地区域に区分されます。一時転用のため、除外の必要はありませんが、本申請の事業計画を農用地区域内で行っても問題ないことを町の関係各課と確認を行い、適合証明を発行しております。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしく願います。

(■番■■■委員)

■番の■■■です。現地確認をしてきました。工事の一時的な転用ということで問題はないと思います。ご審議の程よろしく願います。

(■番■■■委員)

■番地元委員の■■■です。携帯電話のインフラ整備ということで問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員挙手 >

それでは、この件については「やむを得ない」ことといたします。

(会長)

続きまして、日程第4・議案第34号「農業経営基盤強化促進事業について」を上程いたします。今月は新規の案件が14件、更新の案件が21件ございます。

審議は全案件の説明終了後、借受人ごとにまとめてご審議願いますがよろしいでしょうか。

< 異議なし > の声

それでは、「借受人ごとにまとめて審議する」ことといたします。

また、案件のうち、農業委員会法第31条第1項及び宮代町農業委員会会議規則第11条の「議事参与の制限」に該当する説明・審議の際は、該当委員にはご退席いただくこととなるため、これらの案件から説明・審議を進めさせていただきたいと思っております。それ以外の審議は全案件の説明終了後、まとめてご審議願います。今回は12番13番19番が該当します。それでは、はじめに12番について■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。本案件は農業経営基盤強化促進法に基づく、農地の利用権設定の申出でございます。こちらにつきましては、農地法によらず、農地の利用権移動を設定するものです。それでは、資料のご用意をお願いいたします。

今月は新規の案件が14件、更新の案件が21件ございます。先ほど会長からも説明がありましたとおり、議事参与の制限に該当する案件については個別にご審議いただきます。なお、新規の案件はスクリーンに位置を映しますが、更新の案件につきましては議案書読み上げ等省略させていただきます。それでは、■■委員に係る12番の新規案件についてご説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは12番の案件についてご審議願います。

(■番■■委員)

■番■■です。ハウスが建っているのは私も見たんですけど、栽培するのに水とか電気とかの設備はいらないますかね。

(事務局)

電気は事前にひいたということにして、水については試験的に浅めの井戸を掘っているということ聞いています。

(会長)

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

< ■■委員 着席 >

続きまして 13 番について■■委員退席願います。

< ■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。

(説明)

以上です。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 13 番の案件についてご審議願います。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■委員お戻り下さい。

< ■■委員 着席 >

続きまして 19 番について■■■委員退席願います。

< ■■■委員 退席 >

それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。19 番については更新案件のため議案書読み上げ等省略させていただきます。ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは 19 番の案件についてご審議お願いします。

それでは、この件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。■■■委員お戻り下さい。

< ■■■委員 着席 >

「議事参与の制限」に該当する案件は以上となります。

続きまして議事参与以外の新規案件について事務局説明願います。

(事務局)

それでは、説明いたします。

(議案書読み上げ)

以上、ご審議お願いいたします。

(会長)

それでは新規案件についてご審議願います。

それでは 1 番の件に関しまして、「決定」してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

< 挙手多数 >

それではこの件については「決定」とすることといたします。

続きまして、2 番 3 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、4番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、5番6番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、7番8番9番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、10番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、11番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、14番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして更新案件について事務局説明願います。

(事務局)

15 番以降は更新案件となりますので、議案書の読み上げ等は省略させていただきますので、このままご審議の程よろしくお願い致します。

(会長)

それでは、更新案件についてご審議願います。

それでは、15 番から 18 番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、20 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、21 番 22 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、23 番から 29 番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、30 番から 32 番までの件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、33 番 34 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

続きまして、35 番の件につきまして「決定」としてよろしいでしょうか。賛成の方は「挙手」をお願いいたします。

< 全員挙手 >

それではこの件につきまして「決定」とすることといたします。

(会長)

続きまして日程第 5 「報告事項」について、事務局、報告願います。

(事務局)

今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が 12 月 10 日となっております。10 日までに、4 条届出が 1 件、5 条届出が 2 件ございましたことをご報告させていただきます。以上でございます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和 3 年第 12 回農業委員会総会における審議・報告案件のすべてを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和4年1月25日

会 長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印